車両系建設機械（解体用）作業計画書 B

統責者	元方管理者	担当者

作業所

車両系建設機械（解体用）使用の作業名	業者名
	作業期間 令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

	作業区分 使用機械	アタッチメント装着可能重量（Kg）①	アタッチメント名称・型式 破壊力・能力	（重量Kg）②	最大積載重量※1 ①-②	台数	本体所有者 アタッチメント所有者	次下請	運転者名
使用機械									

計画内容	選任・氏名 （ ）内には氏名を記入	作業指揮者（　　）※2	作業主任者（　　）※3
		誘導者（　　）　※立入禁止処置を誘導者で行なう場合に選任し、合図方法を定める	
	合図の方法	・手　・笛　・旗　・無線　・警笛　・その他（　　）	
	危険範囲立入禁止処置	・誘導者　・バリケード　・トラロープ　・カラーコーン　・警報装置　・その他（	
	地形	・平地　・傾斜地（　度）・段差地　・路肩　・作業面（・広い　・狭い）	
	地質	・硬岩　・軟岩　・礫　・砂礫　・砂　・シルト　・粘性土　・泥炭　・瓦礫　・その他	
	埋設物・架空線接近と防護の方法	埋設物：　無　・　有（GL－　　m）	架空線：　無　・　有（離れ　　m）
		防護方法（　　）	
	機械転倒・転落の危険性の有無と転倒防止処置	無　・　有（　　）	
		防止処置：	
	転倒・転落時の措置	転倒時保護構造：　有　・　無	シートベルトの着用：　有　・　無
	落下物・飛散物等による危険性の有無と防止処置	無　・　有（　　）	
		防止処置：	
	作業中止基準	風速：　　雨量：　　降雪量：　　その他（　　）	
	作業方法・内容 （具体的、簡潔に記入）		
	安全対策 （危険予知に対する措置内容）		

※1解体用つかみ機の場合は「最大持ち上げ荷重」を記載すること。
※2「作業指揮者」は安全衛生規則第151条の4、151条の15に準じて選任すること。
※3「作業主任者」は安全衛生規則第16条に準じて選任すること。

【 作業場所及び作業範囲と運行経路等 】　計画書打ち合わせ時に下記事項で該当するものは確実に表示する

□機械の配置　□付属する機械設備等　□運行経路　□安全通路　□立入禁止区域　□旋回方向
□誘導者、配置労働者（散水する者を含む）の位置　□架空線等の位置　□制限速度　□交換用アタッチメントの保管場所等

【周知の記録】

※当作業計画書に従って作業します。（　月　日）
〈署名〉

【参考：安衛法・安衛則の条文の要約】

安衛法　第20条の1　・事業者は、機械、器具、その他設備による危険を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

安衛則　第155条　・事業者は車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

安衛則第154条【調査と記録】　安衛則第156条【制限速度】　安衛則第157条【転落等の防止】
安衛則第158条【接触の防止】安衛則第159条【合図】　安衛則第166条条の3【アタッチメントの装着の制限】
安衛則第166条の4【アタッチメントの重量の表示等】
安衛則第171条の4【特定解体用機械の使用の禁止】　安衛則第171条の6【立ち入り禁止】

※車両系解体用機械とは掘削用油圧ショベルのバケットの代わりに、鉄骨切断具、コンクリート圧砕具、解体用つかみ具をそれぞれアタッチメントとして取り付けた機械。

注）飛散物について木片等の軽い物に対しては「安全ガラス」で適用できるが鉄片やコンクリート片に対しては安全ガラスに加え適切な防護設備が必要。